

平成18年（2006年）紀北町9月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成18年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年9月5日（火）

応 招 議 員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
10番	橋本雄固	11番	永田安彦
12番	浅川 研	13番	濱田武次
14番	中村健之	15番	川端龍雄
16番	松永征也	18番	近澤チヅル
19番	東 恒雄	20番	東 澄代
21番	中本 衛	22番	垣内 勇
23番	東 寿子	24番	中津畑正量
25番	塩崎悦万	26番	西岡利平
27番	北村博司	28番	野呂健博
29番	岩見雅夫	30番	島本昌幸
31番	谷 節夫		

不応招議員

9 番	山中剛司	17番	家崎春季
-----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 平野隆久

8番 尾上壽一

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9 時 30分)

---

**議長**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しております。

なお、家崎春季君より病気治療のため、欠席との届け出を受けております。9番 山中剛司君が所用のため、欠席との報告を受けております。17番 西岡利平君は遅刻との報告を受けております。

**議長**

ただいまから平成18年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

なお、今期定例会におきましては行政放送番組収録のためのZTV及び企画課職員のテレビ撮影等を許可することといたしますので、ご了承ください。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(会期日程・議事日程朗読)

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 平野隆久君

8番 尾上壽一君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会における運営について議会運営委員会で協議をされた結果、認定案件については決算特別委員会を設置することとし、今期定例会の会期中に認定案件の審査を行うとの確認がなされております。

何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それではお諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月15日までの11日間に決定しました。

---

## 日程第3

### 議長

次に日程第3 諸般の報告をいたします。

去る9月1日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる会期並びに運営等について協議がなされ、すでに配布済みのおり確認いたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、今期定例会に提出され受理した案件は、議案第78号から認定第18号までの18件、意見書案1件、請願3件を受理しておりますのでご了承ください。

なお、陳情については3件の提出がありましたが、議会運営委員会での協議の結果、配布のみとすることに決定しましたので、各議員に配布させていただきましたのでご一読ください。

次に、決算認定に関する審査方法でございますが、申し合わせによりまして決算特別委員会を設置して審査を行うこととなっております。議会運営委員会での協議の結果、議長の発議で提案することといたします。委員の定数については10名とし、総務財政常任委員会から4名、教育民生常任委員会から3名、産業建設常任委員会から3名、それぞれ選出することに決定をいただいております。なお、議案の上程につきましては定例会初日の委員会付託を行う前に追加議案として考えております。

次に、追加予定議案でございますが、平成17年度林道災害復旧工事に関し、林道江竜線災害復旧工事請負変更契約締結の案件が予定されております。定例会初日に上程する考えで作業を進めてまいりましたが、施工方法等の協議に日数がかかり、少し遅れるということとなります。議会運営委員会においては了承することの確認がなされておりますが、議員各位におかれましても、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査について、平成18年度普通会計の6月・7月分と、平成18年度水道会計の6月・7月分について監査委員より報告を受けております。報告書については議員図書室に保管してありますのでご覧お願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長以下教育委員長、監査委員、教育長並びに関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。なお、今期定例会より、一部管理職等の席を替えさせていただいております。議会運営委員会での協議において、了承を賜った上で変更をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

次に、全員協議会の開催についてでございますが、今期定例会最終日の9月15日に予定しております。なお、協議事項につきましては尾鷲地区広域行政組合と紀北広域連合組合の統合についてであります。よろしくようお願い申し上げます。

最後に、一般質問通告の取り扱いでございますが、本日午後5時での締め切りといたします。題名、質問要旨、答弁者などは明確に記載くださるようお願い申し上げます。また、資料等

の提出を求める方は、必ず記載しておいてください。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4

### 議長

次に日程第 4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、これを許可することいたします。

奥山町長。

### 奥山始郎町長

おはようございます。

9 月定例会にあたりまして、3 点のことについて行政報告させていただきます。

まず 1 点目は、紀北町のシンボル選定についてであります。合併協定書におきまして町の「花」「木」「鳥」「魚」については新町において検討するということでありましたが、このほど制定することといたしましたので、議員の皆様方にご報告させていただきます。

紀北町のシンボル選定にあたりましては、紀北町シンボル選定委員会を設置し、ご検討いただくとともに、町民の皆様方のご提案も参考にしながら、それぞれの 4 つのシンボルが選定され、先般、答申をいただきました。

委員会におきましては、さまざまな意見が出され、終始熱心にご議論をいただいたと伺っております。選定委員会の皆様方にこの場をお借りしまして、御礼申し上げる次第であります。制定いたしますシンボルにつきましては、花がササユリ、木がヒノキ、鳥がカンムリウミスズメ、魚がマンボウであります。

また、制定理由につきましてはお手元の資料をご覧いただきたいと存じますが、4 つのシンボルはすべて紀北町を象徴するものとして、それぞれに大変素晴らしいものであり、今後このシンボルを守り育てていくとともに、関係各方面に強くアピールし、町内外に浸透させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、シンボルの制定日につきましては、紀北町誕生 1 周年に当たります本年 10 月 11 日といたす所存でございます。

次に、紀伊長島リサイクルセンターの故障に伴うごみ処理についてのご報告をさせていただきます。

去る8月11日に、紀伊長島リサイクルセンターで故障が発生し、運転を停止いたしました。まず故障箇所と原因の究明でございますが、故障箇所は一次破砕機の駆動軸ギアボックスで原因は約3年半の運転により、内部にごみや水分が混入蓄積して劣化し、破損が生じたものと判明いたしました。直ちに修繕対策と運転再開についての検討を行い、修繕には機器本体の分解が必要で、製造メーカーの専門的な対応となりますが、あいにく業者のお盆休みが重なり、また交換部品の製作と修繕工事に4週間程度を要することから、復旧は9月上旬ころと見込まれました。

このため約半月以上の間、紀伊長島区のごみ処理が滞ることになり、またお盆でごみの増加も懸念されることから、住民生活に支障を来さないよう、8月14日から海山リサイクルセンターにおいて、紀伊長島区のごみも合わせて処理を行っております。海山リサイクルセンターは8月14日から昨日まで、平日に2時間の延長と土曜日に運転を行い、両区の可燃ごみ約400tを処理いたしました。

なお、紀伊長島リサイクルセンターは9月10日までに修繕工事を終え、9月11日からですね、運転を再開する予定でございます。今後はこのようなことのなきよう、さらに未然防止の保守点検を強化し、適正な施設運営に努める所存でございます。

なお、修繕費の金額につきましては、現在調査中ございまして、今後予算措置も必要となってまいります。議会におかれましては何とぞご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、紀北町議会議員の定数を定める条例制定にかかる住民直接請求についてですが、去る8月7日に議員定数を16人とする条例案を添付して、条例制定請求代表者証明書交付の申請があり、審査のうえ翌日証明書を交付する旨を告示し、請求代表者に対し証明書を交付いたしました。

その後8月21日に、町選挙管理委員会に対し、874名分の署名簿の提出があったと伺っております。これを受け選挙管理委員会では20日以内に審査のうえ、有権者総数の50分の1以上の有効署名であることを確認でき次第、7日間の縦覧期間を設け、異議の申し出がなければ有効署名数を告示し、署名簿に証明のうえ請求代表者に返付することになっております。

請求代表者は返付があってから5日以内に町に対し、条例制定請求書を提出することになっており、受理が確定すれば請求の用紙等を告示するとともに、請求代表者に受理の通知を

送付し、町長としての意見を付したうえ20日以内に議会を招集させていただくことになりま  
すので、議員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

**議長**

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第 5

**議長**

お諮りいたします。

日程第 5 議案第78号については人事案件であるため、本日の会議の審議といたしたい思  
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号については、本日の会議での審議とすることに決定しました。

日程第 5 議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題  
といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

初めに人事案件についてご説明申し上げます。

議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

本議案につきましては、現教育委員の長井樹氏が平成18年11月28日をもって任期満了とな  
り、勇退されることとなりますので、新たに紀伊長島区海野 321番地 1 の井谷浩一郎氏を任  
命いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、長井樹氏におかれましては、平成 9 年10月から合併まで旧紀伊長島町において教育

委員として、また合併後の紀北町におきましても教育委員としてご活躍をされたことに対しまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

以上が人事案件でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、議案第78号については同意することに決定しました。

---

日程第6～日程第22

## 議長

次に日程第6 議案第79号から日程第22 認定第18号までの17件については、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして他の提案の趣旨説明をさせていただきます。

議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、健康保険法等の法律が一部改正されたこと、並びに三重県におきまして療育手帳の判定区分表が変更されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本議案につきましても、健康保険法等の法律が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、介護保険法の一部改正と、新たに介護予防短期入所生活介護事業を実施するに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、先の6月町議会定例会におきまして議案上程し、議決をしていただきました紀北町若者センター条例につきまして、閉会后さらに見直しを行ったところ、使用料の改正を行う必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例

本議案につきましても、先の6月町議会定例会におきまして議案上程し、議決をしていた

でしたが、閉会后さらに見直しを行ったところ、使用料の改正を行う必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第84号 財産の処分について

本議案につきましては、高速道路の用地とするため町有財産であります土地7万1,620.5㎡、及び立木1万9,280本を処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第85号 紀北町道の路線認定について

本議案につきましては、一般国道422号特殊改良一種事業の改良工事に伴い、一部区間が三重県から町に移管されるため、この区間を町道として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

本議案につきましては、市町村合併により、組合を組織する地方公共団体が変わったことに伴い、組合議会議員の定数及び選挙の方法並びに字句の改正など、本規約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

本議案につきましては、歳入では県支出金で4,670万7,000円を、繰越金で5億6,578万3,000円を、諸収入で1,416万7,000円などをそれぞれ増額するとともに、国庫支出金で、1,662万円を、町債で830万円などを減額、差し引き7億873万5,000円を増額し、歳入総額で92億8,984万7,000円とするものであります。

一方、歳出では各款に計上いたしておりました事業費の変更などに伴いまして、合わせて7億873万5,000円を増額し、歳入総額と同額の92億8,984万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入では国庫支出金で302万4,000円を、共同事業交付金で1億2,689万5,000円を、繰越金で9,213万4,000円をそれぞれ増額するとともに、県支出金では475万3,000円を減額、合わせて2億1,730万円を増額し、歳入総額で25億9,761万7,000円とするものであります。

一方、歳出では共同事業拠出金で1億1,739万5,000円を、基金積立金で7,092万7,000円を、諸支出金で2,098万3,000円などをそれぞれ増額、合わせて2億1,730万円を増額し、歳入総額と同額の25億9,761万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

歳入では繰越金で 7,641万 7,000円を増額、諸収入では 2,674万 1,000円を減額、合わせて 4,967万 6,000円を増額し、歳入総額で32億 3,244万 3,000円とするものであります。

一方、歳出では諸支出で 4,967万 6,000円を増額し、歳入総額と同額の32億 3,244万 3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

続きますして

認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定について

の6件につきましては、一般会計並びに特別会計の合併後初めての紀北町の決算であります  
が、地方自治法第 233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求める  
ものであります。

以上12議案及び6件の認定につき、提案の趣旨を申し上げましたが、詳細につきましては  
それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

**議長**

続いて日程の順に内容説明求めます。

まず最初に宮澤住民課長より、議案第79号と議案第80号についての説明を求めます。

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

それでは議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり  
改正する。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由といたしまして、

療育手帳の判定区分表が変更になったことと、健康保険法等の一部改正により特定療養費を廃止し、保険給付として保険外併用療養費を支給することとなったためでございますが、この特定療養費制度の見直しにつきましては、将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうかの観点から、保険外併用療養費としてここに再編するもので、1つは評価療養として保険導入のための評価を行うもの、もう1つは選定療養として保険導入を前提としないものとなっております。

4 ページ、5 ページをお願いします。

(以下資料により詳細に説明)

#### 宮澤清春住民課長

続きまして議案第80号について、ご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由といたしまして、

健康保険法等の一部改正に伴い、一部負担金の負担割合、出産育児一時金及び保険給付について本条例の一部改正を行うものでございます。

一部負担金の負担割合につきましては、現役並みの所得がある方については2割を3割に、また出産育児一時金につきましては、30万円を35万円に引き上げることとし、保険給付につきましては福祉医療費の助成に関する条例にもありましたように、保険外併用療養費が設けられ、さらに療養病床に入院する70歳以上の高齢者につきましては、入院時生活療養費が設けられたので、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改めるものでございます。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

#### 議長

次に議案第81号について塩崎福祉保健課長より説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

おはようございます。議案第81号についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いします。

議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

紀北町立老人ホーム赤羽寮条例（平成17年紀北町条例84号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年9月5日提出

紀北町長 奥山始郎

**提案理由**

介護保険法の改正に伴う所要の改正と、新たに介護予防短期入所生活介護事業を実施するにあたり、条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

内容につきましては新旧対照表のほうで説明させていただきます。

13ページをお願いします。

（以下資料により詳細に説明）

**議長**

次に議案第82号と議案第83号について、奥野教育課長より説明を求めます。

奥野教育課長。

**奥野昇眞教育課長**

14ページをお願いいたします。

議案第82号の説明をさせていただきます。

紀北町若者センター条例の一部を改正する条例

紀北町若者センター条例（平成18年紀北町条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年9月5日提出

紀北町長 奥山始郎

**提案理由**

若者センター使用料の見直しを行う必要があるためでございます。

新旧対照表から説明させていただきます。16、17ページをお願いいたします。

先の6月定例会の付帯決議でご指摘がありました別表中にラウンジの使用料の記述がないことについて、ということで検討させていただきましたが、若者センター会議室の使用料につきましては若者センター条例に規定されている行政目的であります、地域振興や生涯教育

の活性化等のためにその施設の使用料を定めて運営しているところでございます。

そのなかでラウンジの運営につきましては厨房や喫茶室など、若者センターの直接の行政目的になじまないため、このような際には地方自治法第 238条の 4 第 4 項によりまして、紀北町行政財産使用料条例が制定されておりました、これに基づき使用料を定めております。そのため今回の一部改正では利用料に関する別表にラウンジ使用料は表示しておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、現況にあわない名称等も見受けられるところのご指摘につきましては、2 階のサークル広場を 2 階会議室に改めました。それから、また記載のなかった運営会議室と茶室等につきましては、運営会議室は 1 階会議室及び 2 階和室として追加させていただいております。使用料は午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間 4 時間未満で 520 円、営利目的での使用する場合は 2,600 円でございます。4 時間以上の使用料は 1,050 円、営利目的の場合は 3,670 円、それから午後 6 時から 9 時 30 分までの使用料につきましては 1,050 円、営利目的では 3,670 円と設定しております。算出根拠につきましては、これまで定められておりました金額が住民の皆様に着してございまして、現在のところこれらの金額との均衡を保つことが適当であると考えますので、2 階会議室の使用料を基準に面積等を考慮して定めさせていただいております。また、暗室につきましては、現像液等の廃液処理に環境上の規制があることや、現在では需要等もないものと判断させていただきまして倉庫等に使用することとし、記載させていただいております。

なお、附則でございしますが、この条例は、平成18年10月1日から施行させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 奥野昇眞教育課長

次に18ページの議案第83号をお願いいたします。

紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例

紀北町海山グラウンド条例（平成18年紀北町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

海山グラウンド使用料の見直しを行う必要があるためでございます。

20ページから22ページの新旧対照表から説明させていただきます。

この条例につきましても、先の 6 月定例会の付帯決議で別表に定められた利用料の記述が

不明確であり、理解しがたいとのご指摘をいただきました。検討させていただきました結果、本文7条の入場料を徴収して利用するとき、又はテニスコート及び野球場の夜間照明施設を利用するときという、ときの言い回しが利用する場合のほうが適切という結論に至りましたので、7条本文を利用する場合に改めさせていただきます。

次に、別表の記述が分かりにくいとのご指摘でございますが、グラウンドにつきましては、本文7条でグラウンドの利用の許可を受けた者が入場料を徴収して利用する場合の利用料を定めておりますので別表のグラウンド欄では入場料を徴収して利用場合に興行を直接の目的とする場合とその他の利用に区分いたしまして、いずれも1時間あたりの単価で表示することとさせていただきます。それぞれ1時間あたり興行の場合は3,500円、その他の利用の場合は1,050円に設定させていただきます。算出根拠といたしましては、これまで定められております金額が住民の方に定着しております、現在のところ、これらの金額との均衡を保つことが適当であると考えまして、午前中の時間単位を参考に使用料を1時間あたりの単価で表示させていただきます。その結果、従来の午前、午後、夜間に区分して定めていた時の短時間使用した場合や定められた使用時間帯を超えたときの計算方法が不要となりますので、備考1、2、3を削除させていただきます、4を1とし新たに2を加えまして、2では入場料を徴収してグラウンドを利用する場合であって、夜間照明施設を利用する時は野球場の夜間照明施設使用料を加算した額とするということを記載させていただきました。テニスコートと野球場につきましては、区分欄の一般を夜間照明施設に改正いたしまして、野球場の1時間につき、1,030円を1,050円と消費税等を理解しやすく表示させていただきます。

附則でございますが、この条例は平成18年の10月1日から施行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

## 議長

次に議案第84号について広瀬産業振興課長より説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

## 広瀬栄紀産業振興課長

おはようございます。

議案第84号についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。

議案第84号 財産の処分について次のとおり財産を売却するものとする。

## 記

1. 財産の所在地 紀北町紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1551番1の内  
紀北町紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1555番8の内  
紀北町紀伊長島区東長島字宇和ノ谷1592番21の内
2. 種目及び数量 土地 7万1,672.50㎡  
立木 1万9,280本
3. 売却の価格 8,486万9,298円
4. 売却の相手方 松阪市川井町 554番地  
中日本高速道路株式会社  
中部地区支配人付松阪工事事務所  
所長 友池 哲雄

平成18年9月5日提出

紀北町長 奥山始郎

### 提案理由

高速道路用地として町有財産を処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして24ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

### 議長

次に議案第85号について中原建設課長より説明を求めます。

中原建設課長。

### 中原幹夫建設課長

おはようございます。

議案第85号につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。

議案第85号 紀北町道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

認定する路線名 町道山本幹線

起 点 紀北町紀伊長島区東長島字福岩1200番 2 地先

終 点 紀北町紀伊長島区東長島字宮ノ前 966番 5 地先

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由でございますが、

この町道認定につきましては、三重県が管理する国道 422号を高速道路の取付道路として切り替えるもので、現在の国道 422号の一部区間田山の入口より国道42号までの 1,225mが三重県から紀北町に移管されるため、町道認定しようとするものでございます。

次の28ページの資料をご覧ください。

認定しようとする町道山本幹線のルートは、図面の上部の田山の入口交差点から少し下がりましたインター寄りに新しい交差点ができます。そこが起点になります。ここから赤羽川沿いに沿って堤防の上を通りまして、図面の中ほどから山本の街中を右斜め下に通るルートで終点の国道42号までの延長 1,225m、最小幅員が 5.7mから最大幅員34mの道路でございます。幅員につきましては、用地幅でございます。また、新しくできます国道 422号は高速道路の取り付け道路として田山の入口からインターチェンジの下を通りまして、国道42号の尾鷲寄りの一つ交差点に取り付く道路でございます。以上です。

どうぞ、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 議長

次に議案第86号について谷口総務課長より説明を求めます。

谷口総務課長。

#### 谷口房夫総務課長

おはようございます。

議案第86号の説明をさせていただきます。

29ページをご覧ください。

議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、三重県市町村職員退職手当組合規則を変更するための協議をすることについて議決を求める。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由でございますが、

市町村合併により組合を組織する地方公共団体が変化したことに伴い、組合議員の定数及び選挙の方法並びに字句の改正など、本規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためというものでありまして、その改正につきましてはこれまでの一連の市町村合併よりまして村がなくなりましたので、次の3点の改正をしようとするものであります。

まず1点目はですね、規約内の村を削除するというものであります。

2点目は、組合の名称を三重県市町村職員退職手当組合から、三重県市町職員退職手当組合とするというものであります。

3点目につきましては、組合議会議員の選挙区を地区選出から、市及び町の代表制に変更するとともに、市と町の議員の割合を同数として、その定数を22名から20名とするというものでありまして、これらを踏まえた関係条文の改正を行っております。

新旧対照表でご説明申し上げます。

31ページから33ページをご覧ください。左側が新改正後、右側が旧改正前でございます。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

続きまして議案第87号について太田財政課長より説明を求めます。

太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の内容について説明いたします。

議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)

平成18年度紀北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億873万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,984万7,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成18年9月5日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算書の事項別明細書に基づき、説明させていただきます。

予算書の12ページをご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

27番 北村博司議員。

27番 北村博司議員

私の予算書、ページが飛んでいるんです。ないんですがね。

ほかにもあるようですね。ちょっと確認、最初ちゃんと確認して把握していただきたいと思いますが。ないの12、13ページが飛んでいる。

---

議長

暫時休憩いたします。

(午前 10時 40分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 11時 00分)

---

議長

太田財政課長説明を求めます。

先ほどの抜けた分を説明をしてください。

太田哲生財政課長

どうもすみませんでした。それでは抜けた分から説明させていただきます。

予算書の12ページをご覧ください。

第11款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 農林水産業費分担金をご覧ください。

海野漁港道路改良分担金の増額は、26万円で海野漁協の事業分担金であります。

分担金の負担金割合は、

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

東澄代議員。

20番 東澄代議員

私がありません。

議長

確認いたします。ほかに書類のない議員がありますか。

(発言する者なし)

議長

ないと認め説明を続けます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

それでは予算書の12ページをご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

議長

次に議案第88号と議案第89号について、宮澤住民課長より説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは35ページをお願いいたします。

議案第88号についてご説明申し上げます。

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

による。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億 9,761万 7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは 6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして36ページをお願いいたします。

議案第89号についてご説明申し上げます。

平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)

平成18年度紀北町の老人保健特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,967万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億 3,244万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続いて 6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

議長

続きまして認定第13号から認定第18号までの審査結果について、代表監査委員よりの報告を求めます。

佐野代表監査委員。

## 佐野耕造代表監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に平成17年度紀北町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをご覧ください。

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

#### 2. 審査の実施期間

平成18年8月23日

#### 3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造・中津畑正量

#### 4. 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細につきましては、ご確認いただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

18ページでございます。

## 所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

近年の社会情勢においては、少子化対策をはじめ年金問題や外交問題、原油価格の上昇など課題が山積している。

こうした状況の下、本町においても健全な財政を構築することが必要不可欠であり、国・県からの依存財源のみならず自主財源の確保、特に近年増加が著しい税金などの収入未済額の解消対策の抜本的見直しなどに積極的に取り組む必要がある。このことは単に財政面だけでなく、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保、とりわけ公平性の観点からも肝要である。合併後の大変な時期であるがこのようなことも踏まえ、計画的かつ効率的な行財政運営により、より一層町民福祉の向上に努められることを要望する。

続きまして平成17年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成17年度紀北町水道事業会計決算

#### 2. 審査の期間

平成18年8月23日

#### 3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造・中津畑正量

#### 4. 審査の手続

審査に付された決算書類等について、関係法令に準拠して作成しているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は会計帳簿、証拠書類を照合した結果、誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細等についてはご確認をいただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

4ページでございます。

## 所見

平成17年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況、各施設別の配水量及び有収水量などから、経営については安定している状況が伺えた。

紀伊長島区においては、配水管布設替工事や水源地の発電機・遠方監視システムの整備、海山区においては、浄水場の電気計装設備更新工事及び取水ポンプ電源改修工事を行っており、今後も町民に安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き水道施設の整備に努められたい。

また、水道使用料等については、長期滞納者に対しての収納対策を立て、未収金の整理に努めるとともに、健全な財政計画の策定を図ることにより、今後もより一層安定した事業運営に努められたい。

以上でございます。

---

## 議長

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

(午前 11時 50分)

---

## 議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

---

## 議長

次に収入役より、認定第13号から認定第17号までの詳細説明を求めます。

川端収入役。

#### 川端清司収入役

それでは認定第13号から17号までの説明をさせていただきます。

決算報告に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

皆さんのお手元にはですね、この決算書のなかには一般会計1件と特別会計4件が入っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、その決算額につきましては平成17年10月11日の合併後に執行されたものでございます。説明にあたりまして各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただきます、項以降の説明につきましては主要事業の説明とさせていただきます。

それでは認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

決算書の11ページからの平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 128ページからの平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 155ページからの平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 166ページからの平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 183ページからの平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 議長

次に認定第18号について村島水道課長より詳細説明を求めます。

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

失礼します。議案の42ページをお願いいたします。

認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、平成17年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 9 月 5 日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは平成17年度紀北町水道事業会計決算書をお開きください。

まず13ページをお願いいたします。

(以下決算書により詳細に説明)

#### 議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

#### 議長

続きまして議案の質疑に入ります。

日程第 6 議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

引き続きまして日程第7 議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

国民健康保険法の一部の改正に伴うものであるということで、出産育児一時金がですね、30万円から35万円に引き上げられておるわけですね。少子化対策の一環だろうと思うんですが、この引き上げられた額に対しての財政措置ですね、交付税措置とかそういうものがどんなんでしょうか。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

今回の35万円の引き上げにつきまして、これにかかる費用のですね3分の2が町の負担ということでございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第8 議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第9 議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第10 議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第11 議案第84号 財産の処分についてを議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

27番、お尋ねします。この8月の24日にですね、準備工事が発注されてますが、契約したのかな。荷坂トンネルの掘削の準備工事がね。そして林道等が発注されてますが、今回の売却するこの用地のなかをそれを通していいのかどうか。ちょっとこれコースが書いてない。記入してないんでどのあたりを通過することになりますか。

これすでに契約が行われております。8月24日付で、当然ご存じやと思いますが。

#### 議長

広瀬産業振興課長。

#### 広瀬栄紀産業振興課長

北村議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと拙い地図なんですけど、25ページの位置図を見ていただきたいと思います。

これでですね、両方26ページも重ねて見ていただきたいんですけども、26ページの風呂ヶ谷の1592の21番、ここに黒くちょっと塗った中央に、法線のなかに黒く塗ったところあるんですけども、こっから右のほうに点線がありますね。これが一応トンネルと聞いております。

これで荷坂の、これがずうっと大紀町のほうへですか、まで行くと国交省の方には、中日本高速の方には聞いております。以上でございます。

#### 議長

27番 北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

いやいや工事用道路、工事用道路はこのなかどこを通過しているの。

仮称荷坂トンネルの位置を聞いているのではなしに、トンネル掘削のための準備工事はもうすでに発注されているのです。24日付けでね。

この下の田山口のところからずうっと延長どんだけか工事発注されているんで、ここどこを通過しているのと聞いておるんです。私本線のルート聞いておるんじゃなしに。中日本高速はすでに発注しております。知らないわけないと思います。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

北村議員の質問にお答えいたします。

私、田山の説明会に初めて行かせていただきまして、田山の町を通過ですね、工事用道路は奥につくられるということは、この間の説明会でお聞きしました。以上です。

**議長**

27番 北村博司君。

**27番 北村博司議員**

知らないなら知らないと答えていただきたい。これもう発注しているんです。8月24日付で。この間本線の起工式ありましたでしょう。この間ね、町長が鍬入れされて、あれ以前にもう発注しているんです。これが紀伊長島工区の第1号準備工事ですがね、本線工事じゃないけども準備工事が発注されておるんでこれとのかかわり、今回売却する用地のどこを通過しているのかと聞いているんです。

知らないなら知らない。また後ほど県からなり、中日本高速なりから資料取り寄せて確認してください。また報告してください。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

大変申し訳ございません。確認私してないので申し訳ございません。またあとで資料取り寄せてですね、また提出したいと思います。

**議長**

本来案件は出しているんで、そのへんは最低でもやはりわからんとちょっと困ります。

ちょっともう少し答弁できるようにして案件出してください。

19番 東恒雄君。

19番 東恒雄議員

同じ84号の資料のところでもっとお伺いいたします。

売却金額の内訳について資料付けていただいておりますけれども、それぞれの地番ごとに公簿面積と売却した面積が掲げてございますが、相当な開きがあると、実態としてよく山なんかは公募と実測すると全然面積がほとんど実測するほうが大きいということは、平素から伺っておりますけれども、この売却によってですね、それぞれの字、地番の現況は、全部売却になるのか、一部残存する面積があるのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

24ページの資料にありますように、例えば風呂ヶ谷の1555番地の1の内なんですけれども、これ公募面積が11万7,905㎡ということで、今回道路位置にかかる分が売却予定しておるものが3,914.18と、下の風呂ヶ谷の1555番地の8の内、それから宇和ノ谷でもそうですけれども、道路通過する分の一部ということでございます。道路売却する予定地にかかるということだけで、一部ということでご了承願いたいと思います。

19番 東恒雄議員

了解。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 東清剛君。

3番 東清剛議員

東清剛、この表だけを見せていただいて、それで杉、桧と分かれていますけれども、補償単価についての樹齢、胸高直径、その他金額はじかれた、どのような補償単価での出されておるのか。

それで何cmから何cm、私3月にもちょっとこれ、この問題に関心がありましてね、町長に質問したんですけれども、そのことについて詳しい潰れ地の立木の胸高直径と杉と桧の価格の違い等を説明していただきたいと思います。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず立木の単価の標準なんですけども、損失補償算定標準書というのがありまして、これは中部地区用地対策連絡協議会が監修いたしまして、社団法人中部建設協会というところが発注しております。

まず杉と桧の関係なんですけども、まず桧の今回売却する胸高直径で、まず5cmから19cm、それから20cmから36cmと、それがあわせて7,247本ありますけども、そのうち5cmから19cmが5,479本、それから20cmから36cmが1,768本となっております。

そのうち胸高直径なんですけども、これの資料によりますと5cmから19cmまでは買い取りの値段でいきますと、19cmまでが杉が3,150円、桧が3,090円となっております、胸高直径20cmになりますと、杉が3,200円、それから桧が3,350円と数字が逆転するんですけども、19cmまでは杉が桧の金額を上回っているという状態でございます。

### 3番 東清剛議員

桧のほうが安いということですね。

### 広瀬栄紀産業振興課長

はい、そうです。

### 3番 東清剛議員

あと樹齡教えてくださいよ。

### 広瀬栄紀産業振興課長

樹齡はですね、風呂ヶ谷が1555番地の1が51年生、それから風呂ヶ谷の1555番の8が42年生、宇和ノ谷の1592番地の21は29年生と30年生、それから46年生、55年生、56年生となっております。以上でございます。

### 議長

3番 東清剛君。

### 3番 東清剛議員

結局なんですか、20cmを境に杉と桧、それから相も変わらず杉のほうが高い単価で了解されたんですか、これは。このへんの林業のね経営を、成り立ちを町長も理解されて、3月ではいろいろ答弁されましたけども、それで相も変わらず安い、杉の桧違う。これはだれ、どこで協議されて出されたのかよくわかりませんが、これはもう少し町の財産をね処分するわけですから、なおさらこれ売り渡しですよ。ということで処分するとなると、やっぱり桧山、桧の林務のほうが高価だということでやっぱり植栽したわけですよ。

それをこれを見ると完全に杉山のほうがいいわけですよ。20cm以下の木については、それ

で皆さんこれ皆伐期に達しない木が大半なんです。これさっき課長言われたようにね、5,400本と1,700本、これ比率からすると約80%ぐらいがやっぱり4寸角をね、柱をとれる木じゃないわけです。だから伐期に達してない木を伐ってしまわんならん。処分せんならん。それはやっぱり先人が皆さんこう築かれた、特に海山町なんかはね当然山林が90%ある。多分これ植栽桧と杉でしたらね、桧が約98%ぐらい植栽されておると思いますよ。

そういうことあったもんですから、私3月にね、高速が始まってくるから是非とも尾鷲市さんともね共同でやってください。町長忘れてないですよ、これね。答弁されたことは。それどうですか、そのへんちょっとお答えいただきたいね。そのへんの。

これをここへ出てくるまでにどのように協議会されたか。それで少しでも町長がしたら、これ有利に財産処分するのですからね、当然。そして財政きつい、だから町の財産を売るときにはやっぱりそれはそれなりにあれしてくださいよ。やっぱりもう少し真剣に取り組んでね。それで産業振興だといわれて、林業死んでしまいますよ、やっぱりこれ。杉と桧と比べて杉のほうがいいんだとこうなると、尾鷲桧の産地がなくなりますよ、これ。そのへんちょっと考えお答えください。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

議員のご指摘はあれは3月議会でしたですね。私も答えたことを記憶をたどっております。そのときには尾鷲市ともよく相談をしてですね、県のほうへ単価の要望等をしていくというふうにご答えております。

しかしながら、この総合的に高速道路の紀北地域、あるいは東紀州へ来ることについてはですね、非常に地域住民の待ちこがれたことでもあることは、ご理解はいただけたと思っております。

しかしながら、まだ私は尾鷲市と、あるいは県側にもまだその要望活動はいたしておりませんけども、今後いたします。

それからこの山林の立木の売却については国のほうとも交渉をいたしまして、要望はしましたども、やっぱり全国的な単価設定ということでそれが決められておりまして、非常に壁が厚いということを感じております。しかるにそういう状況判断も含めてですね、早く工事に着工していただくということは、この地域全体的に国及び関係者一同のところに陳情しているところもございます。そういうこともありまして、このように対応させていただきまし

た。

議長

東清剛君。

### 3番 東清剛議員

ちょっと今のはね、確かにこれ必要ですけども、これはやっぱりその前にやっぱり地場のことを考えないとね、高速も必要ですけども。90%の山の地域において、その産業を建て直すには何なの。やっぱりこれ今考えたら桧山と杉と考えてね、杉のほうが単価いい、全国的な規模やないですよ、これ。東海5県の単価表を使っていることなんですよ、これ。そのなかでもね、お願いしたように、特有の林業地域ありますから、それに応じたようにね、今要望もしていないと言われたけども、それしないと国との話とは別問題です、これ。

これ私、もしね財政再建になったらどうするんですか、これ杉と桧逆転すれば相当違うはずですよ、金額的に。約8割から9割くらいの木がね、杉のほうが高いんですから。もう一つ納得できません。もう一度ね、そしてどのへんが協議されてこの単価をのまれたのか。

そうじゃないと、こう唐突に出されてね、やっぱりもう1つはこれ担当されているのが産業振興ですから、そのへんでね単価はいいのかどうか、だから言いなりで早くほしいからするって、それはちょっと乱暴だと思いますよ。

それともう1つ、それとよく似たのはこの間は報告だけで済みましたけども、あればどこでしたか、開発公社のね土地の売り渡しも僕は平米当たり8,500円かな、それがいくらかな5,600円ぐらいで売り渡す計画が出ていましたよね。それは先行取得したからそのときの単価と多少違うのはわかりますけども、やっぱりそのへんは損をしてまでしなきゃいけないのか。

ですからもう一度ね、これももう一度単価を見直してくださいよ、この地域の。当然やっぱりこれ町有財産ですよ。町長1人だけの判断ではね、町民の皆さんに申し訳ないですよ、やっぱり。先ほどいわれた51年生、最高で56年までですよ。その人たちがそのときに植えた山ですよ。それを簡単に処分はどうなんですかね。もうこれで終わりですから、時間いっぱいいろいろ聞いておかんといかんのですかね。あとちょっと言い忘れたところはないのかな。だからあと続けてください誰か。

これ本当にこの単価でいいのか、満足できるのかどうか、協議したのかどうか、本当にそうあれですけども。

議長

よろしいですか。

### 3番 東清剛議員

ちょっと待ってくださいよ。終わりですから考えさせてくださいよ。どうですか、もう一度考え直してね、ちょっとこの前みたいにね、常任委員会に振るというわけにはいかんですよ。やっぱりこれは。いいです、そんなところで、もう一度、町長どうですか、考え直してくれるのかどうか。

### 議長

奥山町長。

### 奥山始郎町長

議員のおっしゃる考え方よくわかりますけども、その専門家等も入ってですね、単価を決めておると、それは今の材木の単価は非常に下がっているのはよくご存じだと思いますけども、町としては高速道路も陳情していることはご理解いただきたいと思います。

しかしながら、それでそのまま要望しなかったのかと、その交渉のときにですね、それは要望を、もっと上がらないか、もっと高値で引き取っていただけないかということは申し上げておりますけども、もうすでに3社ほど企業か個人の所有者がですね、売却をしております、町としても今の設定された単価で売却するのが時流に乗って適当であろうと、私は判断いたしました。

それからまた開発公社が持っている土地の売却につきましても、買った当時は右肩上がりですね、非常にどんどんと経済発展をした時代ですが、今は一旦急激に下がってまだ地方においては低迷の状況であります。よってですね、今議員が言われたような買った取得単価よりも低い単価で売却することもやむを得ないと、そのように判断をいたしております。

### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

### 31番 谷節夫議員

これは伐採のところ84号なんですけども、前者議員もその取り付け、高速道路を付けるための取り付け道路の意見もちょっと出てまして、最近その具体的に8月24日とっていましたが、私は最近その取り付け道路の入札もですね、非常にその条件が厳しくて、地元の業者がとても入り込めないと、1つにはこういうことを聞いたわけなんですけど、例えば5,000㎡だか、500㎡だかわからない。ちょっとど忘れしたんですけど、石垣を積んだ実績がな

ければこの入札に入れないということで、またその地主の土地の買収もなしに、先にその取り付け道路のその入札が終わってしまったって、「一体その町会議員らは知っているか」っていうことを言われまして、私は説明会の都度ですね、同僚議員さんもできるだけそうした高速道路に対してのなかなかその工事に手を出せないけど、せめてそういう取り付け道路とかいろんな関連のですね、もう町がやれるような工事については、議員全員ができるだけ地元を下ろしてくださいという要求も何度かした私も記憶があるんですね。

これに関連しての質問ですけど、今専門的に前者議員が桧と杉の木の値段をいったんですけど私はこの雑木ですね、つまりカシの木とかシイガシやとか、この宇和ノ谷というのですか、1592番21、このカシの木を見たとき、これ 1,382本、195万 1,000円という値段が出ているんですけど、この相場がわからないんですけど、ここはちょっと聞きたいというか、この雑木をですね、この日本高速道路株式会社ですか、ここに買ってもらったと、そうすると伐採業者をおそらくこの中部地区支配人松阪工事事務所が伐採業者を入札するかどうかという問題も確かあると思うんですね。

それで地元ですね、炭を焼いている炭焼きを専門としている方が、町の雑木を伐らしてくれという要求を何べんか私は聞いているわけなんです。このへんに町としてはこのもったいないこの木をですね、他町の業者に売ってしまう、これは町は関係ないんですけど、町はこんだけのお金をもらって売ってしまったから介入することはできないかもわかりませんが、このへんは町長はどんなお考えなんでしょうかね。そのルールというか、どのように仕組まれていくんかと、これがわかればお聞かせ願って、町はそれをそのままにしておいて、もう任してしまうんかと、このへんはどうなんですかね。

これは紀伊長島町も何百億円と動く7年間、8年間の金のなかでですね、やっぱりこういう落ち込んでいるときに、地元業者に還元するということは絶対必要じゃないんかと思うんですけど、このへんはどんな仕組みになっているんか、お聞かせ願えたら一つお答え願えたら、どうなんでしょうかね、このへんのあとの処理というかね。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員のおっしゃいました工事発注についてはですね、この田山地区についての1回目の工事については、地元業者が該当しなかったということは漏れ聞いております。それで私も中日本高速株式会社のほうへ、今後ですね地元業者にも工事ができますように、いろいろ配慮

していただきたいということはお願いをいたしました。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず松なんですけども、松は先ほど杉、桧、松、それからけやき類、広葉樹というように先ほどの標準書にあります。これは先ほどのように5cmから32cmまで、センチごとに金額が示されておりまして、雑木に関しましては人工杉類の30%の価格となっております。例えば、1,000円やったら300円というような、そういう算定方法でございます。

よろしいでしょうか。

議長

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

その金額じゃなくて、中日本がおそらくその業者に伐採さすと思うんですね。そのときの業者の選定を町はかかわっていくんか、それとももう投げ出して売ったらそれでよしというんかね、私はここのあるこれ田山の山というのが雑木がたくさんあるわけですよ。それでこの雑木をやっぱり炭を焼いているそういう事業家の人かね、もうこれよだれが出るぐらいほしい木なんです。そのへんまで町が入り込んでね、できたら地元業者に売ったってくれとか、伐採させたくれとか、そういうお話はないんかどうか聞いている。

ということは、この高速道路の関連でですね、皆やっぱりこの不景気なときに、やっぱり何百億円というお金はどのように流れるのか、道路を付けたら立ち退きもある。立ち退きに大工さんはどんだけ介入できるんか、やっぱりそれは皆興味津々としているわけですよ。やっぱりこのことがこの紀北町ばかりでなく、尾鷲も熊野もこれからやっぱりこの活性化になるということでね、皆やっぱり期待をしているわけなんです。だから町がもっと私も前者議員がおっしゃったように、その海山区の開発公社が買ったやつも町長の答弁では、時代が時代だからってというのじゃなくって、また厳しい目で見ているともう済んだことなんですけど。あれは理事が責任持ってせんならんぐらいやという声も聞くわけなんです。

ですからよっぽどこれしっかり町がしてないとね、

議長

谷議員、簡潔に一つ質疑をお願いします。

31番 谷節夫議員

そういうことでその木はどうするかという、その業者に売り渡すときに町は介入していくかどうか、そのへんをお聞かせください。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

その話、願いはできますし、しようと思ってます。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

今出しておるのが、取得補償での話でしょう。だから木なんてどうしようということは問題じゃないじゃないですか、もう売り渡すつもりで出しておる議案じゃないですか、これ。ちょっとおかしいですよ、それは。

そういうことなもんですから、売り渡す格好で補償単価出しておるんですから、もらうとか何かって話を全くしてないと思いますよ。

議長

担当課長、正確に答弁をお願いします。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

確かにあそこ買い取りなんですけども、契約する時点でですね、そういうことは町内の方にお願いはできるように計らっていきたいと思ってます。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

・・・の問題もね、含めてねどうなんですか。そんな材だけ。

議長

答弁もう少し正確に。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

先ほどいわれましたようにね、買い取りは買い取りなんですけども、あくまでも伐採とかそういうのは紀北町内の業者の方にお願いできるように、それは働きかけていきたいとは思

っております。当然契約のときにそういうことは言えると思いますもんで。

議長

谷議員、よろしいですか。

31番 谷節夫議員

はい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑を終わります。

先ほどの北村議員の質疑で担当課長がようお答えできなだったので、この常任委員会開催されるまでに広瀬課長、それ調査し、場所、それから質疑者にも通知し、また常任委員会委員長にも、常任委員会開催されるまでにちゃんと調べて通知してください。

続きまして日程第12 議案第85号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

31番 谷、ちょっと私は理解、町道に変更するという事なんですけども、大体この幅がですね 5.7mから34mという、これもうちょっと具体的に、これは私たちは赤羽住民ばかりでなくて、かなりこのこれからこの道路をですね、使用する多いんで、大体その今、熊野古道の関係で幅も広げているし、また今度の取り付け道路でどうなるんか、もう少し詳細にわたってちょっとこの道路の関係。

議長

谷議員に言います。今質疑ですので、質問じゃないのでさねやはり質疑を、今説明したうちの質疑をお願いしたい。

31番 谷節夫議員

どんな道路構図になるか、きちんと説明してください。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

谷議員の質問にお答えいたします。

幅員の34mというのはですね、田山の少し下がったところの交差点の改良部分が、起点の部分か34mと、幅員が広がる部分でございまして、一番狭いですね 5.7の部分についてはちょうど町ほどのですね山本のなかへ入ってきたところのですね、一番狭いところが 5.7mということになっております。

今後ですね、移管されるまでの間にですね、もっと町がこれから負担がかからないようにですね整備をしていただいて、移管されるときにはしっかりした道路にさせていただいて移管するというふうに考えております。以上です。

**議長**

ほかに。

27番 北村博司君。

**27番 北村博司議員**

この角田橋のところから、これは高速のインターのアクセス道路がこれ突き抜けた関係で、これ、そっちへ変わるわけなんですね、県道が。アクセスのほうに。

それでね、この角田橋から福岩あたりからかな、ずうっとコンクリートのプラント、あれ砂利プラントか、砂利かな、コンクリートかな、生コンか。生コンのプラントのあたりまでね、古道の魚まち歩観会が要望して、ガードレールを環境にやさしくということで、カラーのものに県に変えてもらってこれ整備されましたね。あれは途中で切れてますが、これ町道となると今度は引き継いで町が引き継いでやっていく計画ですか。

これまだ最近できたばかりですよ。あれはガードパイプという種類かな。住民団体の要望であれつくったんです。引き継いで町道になると町がやっていく責任ありますが、やっていきますか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

議員の質問にお答えいたします。よろしいですか。

ガードレール等につきましてはですね、まだ未整備になっている部分につきましては、今後まだ県と相談しましてですね、整備をしていきたいというふうに考えております。移管される期間はですね、高速道路が平成24年に一応開通になります。その切り替え道路として新しい道路ができますので、それまでの期間にですね、旧のこの国道につきましてはですね、

県と十分未整備の部分について改良していくようお願いしていきたいと思ひます。

議長

ほかに質疑される方はござひませんか。

3番 東清剛君。

3番 東清剛議員

今はお答えいただいたんで、移管されるのが7年先ですか。なぜ今、認定道路これ議案として上げなければいけないかというのと。

それでやっぱり未整備の分が多いわけですよ。それでこの図面見せてもらってもそうなんですけども、赤羽川の堤防道路までは町道でね、歩道付きの2車線の立派な道路整備してまですよ。あとやっぱりこれ産業道路として必要な道路ですから、ある意味町道になっても。是非とも2車線のね、古道客のためにでもやっぱり歩道付きの道路を整備していただくように、これ移管まで是非ともお願いしたいと思ひます。

ただその時期として、いつごろされるのかお答えください。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

先ほどもお答えいたしましたんですが、24年となると、あと7年ほどということですが、県との移管の協議も済みましてですね、県からの要請もありまして、今回ですね、併用して町道認定と県の道路とやっていくということで、管理はですね7年先まで県が一応管理していただくということになっております。以上です。

議長

ほかに質疑される方はござひませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第13 議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第14 議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本予算については、まず歳入から質疑を行い、次に歳出ということで2分割で質疑を行います。

それでは歳入についての質疑を許します。

18番 近澤チヅル君。

**18番 近澤チヅル議員**

歳入12ページなんですけど、体験型イベントの交流施設の使用料が増えているんですけども、当初の予算は13万円だったところが、この夏7月に開所して130万5,000円増えたのは、運営がうまくいったと思うんですが、日帰りとか宿泊の数の数を教えてください。

**議長**

広瀬産業振興課長。

**広瀬栄紀産業振興課長**

まず月別に言わせていただきます。7月は111人、それから8月が261人、計472人、それからあと9月の2日から14日まで71人の、泊まれた方の予約も入ってまして、合計で543人となっております。

これまで見ていたのが430人ですか、340ですか、見ていたんですけども、思ったよりも200人ほどお客さんが来ていただいております。以上でございます。

**議長**

近澤議員、そういうのはちょっと質疑になりにくいと思いますね。尋ねるだけのことは、やっぱり質疑のほうへちょっとチェック入れていただきたい。

19番 東恒雄君。

**19番 東恒雄議員**

1点だけ、歳入17ページにですね、18款繰越金、今回5億6,578万3,000円ということで、17年度決算の歳計剰余金ということの説明を受けたわけでございますが、かなりの高額ということで主な要因はどこに、どういうところにあったのか、説明をしていただきたいと思っております。

**議長**

太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

先ほどの質問にお答えいたします。

繰越金が多額になった理由なんですけど、平成17年度紀北町一般会計決算の結果、実質収支におきましては6億6,578万3,000円の剰余金を生じております。この内訳につきまして歳入では予算額から翌年度に繰り越すべき国県支出金及び町債等の未収入、特定財源を差し引きたいわゆる予算を超過して収入されたものとして町税で3,400万円、地方交付税のうち特別交付税4億1,862万2,000円、分担金及び負担金で1,219万4,000円、県支出金で1,820万1,000円など、総額約4億9,534万8,000円となります。

また、歳出不用額では6月にご報告いたしました繰越明許費計算書の6億4,689万8,000円を差し引いたもので、1億7,043万5,000円となり、歳入超過分と歳出不用額を合わせた6億6,578万3,000円が剰余金となっております。

特に大きなものとしてしましては、平成16年度の災害の影響額を特別交付税として措置していただくよう、国、県に対し強く働きかけた結果、多額の特別交付税の収入があったものが大きな要因と考えられます。以上でございます。

## 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

## 29番 岩見雅夫議員

歳入予算のですね、提案の趣旨について少し質疑したいと思います。

16ページのところにですね、不動産売払収入でただいま論議のあったですね議案第84号の財産売払と支障木の伐採代金の増の問題がですね、この本予算で提案をされておるんですけども、今回在任の関係もあってですね、本議会中に提案しないと処理できないというふうな事情もわからんのではないんですけども、まだこの9月定例会にですね議案が提案されておって、議決になるかどうか未定であるのにですね、歳入予算として計上するというその方法はですね、正しいのかどうかという点について少し見解をお伺いしたいと思います。

## 議長

太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

この財産処分と予算の関係でございますが、財産処分の議案を先に番号が先になりまして、あとで予算の番号があとになります。ということは同時に提出するのが良いと考えておりま

す。もしくは予算のほうを早く提出するほうが良いかと考えております。

以上でございます。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

そうすると84億円はもし議決されなかったらですね、修正提案ということになるんですか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。

そのときになったらそのときに考えなければならぬと考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて歳出についての質疑を許します。

議長

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

27番、歳出25ページ、農業総務費のなかの体験型イベントの交流施設管理費のなかの説明で、工事請負費 110万円がエアコンという説明でしたが、これもう何か設置しているという話もありますね。いかがなものでしょうかね。まさかお金払ってないと思いますが、お金払ったらこれは大変なことになります。設置すること自体予算の承認受けてないのに事前執行するという、これは由々しき問題だと思うんですが、よろしいのですか。もしこれまだ付けてないんですね、確認しますけども、この予算承認後に購入するんですね、確認します。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

北村議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費 110万 8,000円は空調整備の設置費でございます。空調整備につきましては4月1日にオープンしてまもなく、客室が暑くてこれでは暑くてゆっくり眠ることができなという、お客様からの多数要望がありまして、また湿気の多さについてもお客様から苦情の声が出されました。そこで湿気対策として除湿機を設置いたしましたが、効果がないに等しい状況でありました。

また、予約の際にも空調設備について問い合わせか幾度があり、このことから暑さ対策、湿気対策を解消し、お客様に気持ち良く、来たお客様に過ごしていただくためにはどうしても空調設備が必要でありまして、またお客様の予約も引き続いたこともありましたことから、緊急にやむを得ず施工いたしました。

特にこのような施設は町として初めての試みでありまして、職員も施設運営に終わって処理したことから、議会に報告する機会があったにもかかわらず今日まで来たことを深く反省しております。今後におきましては予算の計画的、かつ効率的な執行を確保するための必要な計画を定めることに注意を払ってまいりますので、何分よろしくご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 27番 北村博司議員

私の質疑に答えてない。法的にそれいいのかどうかということ、お金を払っておるのか払ってないか、支出行為をしているんかどうかということを確認しておるんで。

#### 議長

広瀬産業振興課長。

#### 広瀬栄紀産業振興課長

金は払っておりません。

#### 27番 北村博司議員

法的にいいのかどうか、だれか答えてください。法的にいいのかどうか。

#### 議長

太田財政課長。

#### 太田哲生財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。

予算の流用ということになるかと思いますが、まず予算の流用の原則であります、まず指摘のように流用はみだりに行うものではなく、やむを得ない特別の事情のある場合、流用の範囲、金額等につき必要最小限度で行うものであります。これが流用の原則です。

まず契約する場合は、最初に支出負担行為をする必要があります。予算が不足するときはこのときに予算の流用を行って、その後支出負担行為の契約を行います。事業の執行は予算を待って行いますが、やむを得ない特別の事情がある場合に、予算流用を行ってから事業の執行を行うことになる場合もあります。以上であります。

議長

北村議員。

27番 北村博司議員

私、教科書を読んでくれとっておるわけではないんですよ。これまだ今年の当初予算で管理委託してという話で、出たばかりですね。なぜ事前に見通しができなかったのか、夏は暑いし湿気が多いのはわかりきっていることで。

それと確か 2,800円ですね 1泊。やなかったかな。2,800円やね。それでエアコン増設に伴って値上げしたのかどうか、これは条例をいじる必要があるから、設置条例を。これはね大変一貫性を欠きます。今日先ほども議題上程している若者センターの会場使用料にしても、会議室に例えば 2,100円、4時間以上、2,100円でエアコン空調を使った場合は倍額 4,200円ですよ。町民が会議に使って 4,200円、ほかの例えば多目的会館なんかもそれだけ徴収してます。

宿泊客 2,800円ですか、エアコンを取り付けてアンバランスですよ。町民が会議のために使って 4,200円払っているのに、宿泊施設がそのままいいんですか、条件が変わったわけですよ。この設置条例を定めたときに、エアコンがないことを前提にして 2,800円じゃないですか利用料。答弁に一貫性欠いてます。現在ここ出ます議題に。議案として上程されます。4,200円ですよ。町民が会議に使う集会所等はですね。

一方で、1晩過ごすところがそれより安い、町民以外の方使うとですね、そのきちんとした利用を説明してください。こちらがなぜ 2,800円で、町民が使う会議室が 4,200円の理由を説明してください。設置条例を改めるべきでしょう。施設を。

だから1人で使っても、いやいやそれは1人であってもその部屋使ったら 4,200円なんやから、矛盾してますよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご指摘ごもっともでございます。しかしながら、このけいちゅうの交流施設に

つきましては、当初予算で空調の予算を要求しなかったことは私のうかつな対応でした。しかしながら、今課長が申し上げたとおり、現代の生徒さん、学生さんにおかれてもですね、エアコンがあるのが普通というふうな認識となってきました。

しかるに、私もその施設、設備をですね、整備することが今後ですねこの交流施設が皆様にずうっと評判をとって行ってですね、皆さんにたくさん利用していただくためにも、エアコンの設置をして、なおかつその料金に変化をさせないということを考えておりました。

一種矛盾があるかも知れませんが、何分においても新しい施設でございますので、どうしても皆様に活用していただきたいと、そのような気持ちが強うございますので、どうぞよろしくご理解ください。

**議長**

北村議員。

**27番 北村博司議員**

町長おっしゃる気持ちよくわかるし、私も同感なんです。ただ設備を増設する場合は、料金がそのままいいかどうかという検討しましたか。設置条例の手直しが必要ではないかということ、どなたも進言されなかったんですか。役場という機構のなかでだれも気づかなかったということですか。条件が変化したんですよ、施設の。それでほかの町有施設とのバランスはどうか、民間施設とのバランスはどうかという検討しましたか、内部で。私は予算の前倒し執行するよりも、むしろそのほうが私は重大だと思っておるんです。

協議してやりましたか、関係の部局は。どうなんですか、総務課あたりが検討しましたか、こういう全体の条例のバランスを失するんではないかいうことを、再度お答えいただきたい。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

このことについては協議をいたしました。しかしながら、そこに2,800円という思い切った値段を公表してですね、まだ1ヵ月も経った、それぐらいしか経ってない矢先にですね、料金を改定することのイメージダウン等々考えたうえで、この2,800円を堅持をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 松永征也君。

## 16番 松永征也議員

21ページなんですけどもね、1つは確認したいんですが、この支援費制度施行事業費の増とありますけど、この支援費制度とはですね、昨年までの制度であって、この4月からはですね障害者自立支援法に変わっておる思うんですけども、福祉保健課長、これでよろしいですか。

それでもう1点はですね、同じページなんですけど障害者自立支援法、ここはもうきちっとね施行円滑化事務事業費とあるわけなんですけども、この内容についてねちょっとお聞きしたいんですけども。

実はですね、4月に切り替わったわけですね。これによってですね通院医療費の公費負担の方が申請とかの窓口はですね、市町村へきたと思うんですけどもね、何かこう何回も足運ばんならんと、申請者は本当に困っておるようですね。そうしてそういうこともあってですね、本当はその4月から引き続いて認定を受けてですね、利用できるものをですね、まだいまだにね認定がされていないと、したがって、自己負担で医療機関にかかっておるというようなことで、大変憤慨もされて、住民とのトラブルになっておると思うんですけどもね、この事業についてちょっとどういう中身の事業なんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

## 議長

塩崎福祉保健課長。

## 塩崎剛尚福祉保健課長

それでは先ほどの質問なんですけども、1点目の質問なんですけども、支援費制度の関係なんですけども、まだ支援費の制度で動いている事業もあります。といいますのは事業所によってはですね、5年間の猶予期間がありまして、旧制度のまま今までの事業を遂行していくこともできますので、今は自立支援法による制度と、支援費による制度と二重立てで動いていくような形になるのかなとは思っております。

事業所がすべて自立支援法に基づく事業所に移管された場合は、もう自立支援法という言い方でよろしいのかなとは思いますが、そこらへんはちょっと注意したいと思います。

あともう1つなんですけども、先ほど議員さんのいわれた2つ目の件なんですけども、確かに窓口でいろんな方に迷惑をかけておるのは事実です。大変申し訳なく思っておるところでございます。もうちょっとスムーズに事務が進めるように努力していきたいと思っております。

それとですね内容なんですけども、一応備品購入費とかですね、あと役務費ですね、それ

とあとと言われましたような啓発用のパンフレットを買う予定であります。そういったことによつて皆さんにもうちょっと周知していく方向で考えております。よろしいですか。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

そういうことでね適切な説明をしていただいて、一つ住民に不安とかねそういうものを与えないようにお願いしたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

議長

ここで暫時休憩いたします。

3時20分に開催いたします。

(午後 3時 07分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 3時 20分)

---

議長

次に日程第15 議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第16 議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第17 認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本認定案件についてはまず歳入の質疑を行い、歳出については37ページの1款議会費から、83ページの6款商工費までと、83ページの7款土木費から115ページの14款予備費までの3分割として質疑を行います。

それでは歳入についての質疑を許します。

20番 東澄代議員。

#### 20番 東澄代議員

20番、歳入町税なんですが、収納率の割合については収入役から説明いただいたんですが、不納欠損、滞納繰越等含めて件数と内容についてちょっと説明をお願いいたします。

現年と滞納分を含めてお願いいたします。

#### 議長

長野税務課長。

#### 長野季樹税務課長

議員の質問にお答えいたします。

不納欠損の件数なんですけども、地方税法の規定に基づきましてそれぞれ不納欠損させていただいております。一応町県民税で105件、法人町民税で3件、固定資産税で144件、軽自動車税で15件と、一応合計で267件の不納欠損をさせていただいております。

滞納繰越分につきましては、一応紀北町全体で町県民税で1万464件、法人町民税で75件、

固定資産税で1万3,334件、軽自動車税で2,795件となっております。以上でございます。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

再度質問いたします。内容について件数が多いので、主なものでよろしいので説明をお願いいたします。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

不納欠損につきましては地方税法の15条の7の第4項、要するにその徴収をするに当たって執行停止して3年を継続したときに、一応徴収の能力が消滅するという内容で62件と、地方税法の18条、時効による消滅した部分で205件というようなことで、一応不納欠損をさせてもらっております。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

私の質問は不納欠損はわかるんです。税の不納欠損は5年とかいろいろあると思うんですが、それまでに、不納欠損までにとれなかった理由の事情があったのかどうか、その内容をお聞きしたいんです。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

申し訳ございませんでした。一応その内容としましては住所不明とか、一応あとこれ以上徴収すると生活保護を受けざるを得ないような状況に陥るとかというようなことでの内容、あと倒産、固定資産税におきますと倒産企業における部分がほとんどになってくるかと思うんですけども、一応そういうもの。あと破産的なものというようなことでの不納欠損の処理をさせてもらっております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に歳出の1款議会費から6款商工費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

続きまして7款土木費から14款予備費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第18 認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第19 認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第20 認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第21 認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第22 認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第23

**議長**

次に日程第23 意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書を議題といたします。  
提案者より提案の趣旨説明を求めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

山中さんいないのはわかりますが、提出者が変更した場合は、いったんこれ取り下げて出し直すか提出者が欠席していて、そのままでもいいんですかね。当然これ賛成者も山中さんいませんからね。いいですか、議長このままで。

**議長**

議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

よろしいですか、すみません。ただいま北村議員からの議事進行でございます。この意見

書案につきまして、初め提出者を山中議員からの提出者とさせていただいて配布をさせていただきましたけど、本日山中議員につきましては欠席ということでございますので、提出するあれはございません。

したがって、配布させていただきましたけど、議長が議題と上げさせていただいたときが、その議案の議題となりますので、それまでに差し替えをさせていただいております。以上でございます。

差し替えを議題とさせていただく前に、新しい議案と差し替えをさせていただいております。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

意見書案第2号

平成18年9月5日

紀北町議会議長 川端 龍雄 様

提出者 紀北町議会議員 浅川 研

賛成者 同 上 平野倅規

道路整備の財源確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

道路整備の財源確保を求める意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤である。活力があり、安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備することが重要である。

地域の唯一の基幹道路である国道42号は、台風や豪雨のたびに通告止めとなり、町民生活や地域の産業に大きな打撃を与えている。また、近いうちに高い確率で発生すると言われております東海地震、それに連動して発生する恐れがある東南海・南海地震の発生とこれらの地震による津波で国道42号が各地で寸断され、東紀州地域では陸の孤島となると危惧されている。

このため、安心して生活を送るために必要な高速道路や新直轄国道から、市町村道に至るまでの道路網の構築は喫緊の課題である。

この課題を早期に解決するには安定的な財源確保が不可欠である。

したがって、今般道路特定財源について検討されているが、このような地域の現実を十分勘案し、地方の住民も安心して生活できるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 近畿自動車道紀勢線（熊野尾鷲道路を含む）の全線を早期に完成すること。
- 2 そのために必要となる税源を道路特定財源で確保すること。
- 3 受益者負担の道路特定財源を一般財源化することなく、安定的に確保すること。

以上のような内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

それでは質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

---

日程第24

議長

次に日程第24 請願案件を議題といたします。

請願案件についてはお手元に配布のとおり、3件ここに受理することとし、別紙文書表により朗読させ、説明にかえさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは請願案件について説明をさせていただきます。

請願のコピーにつきましては、各議員さんに配布をさせていただいております。

請願文書表により説明をさせていただきます。

（請願文書表朗読）

議長

以上で請願の説明を終わります。

お諮りします。

請願案件については、この際、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認め、質疑を省略することといたします。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

この場にて少しお待ちください。

(自席にて暫時休憩)

---

(追加議事日程と委員会付託表の配布)

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

---

**議長**

本日、認定案件が上程されたことにより、決算特別委員会の設置及び委員定数についてを提出いたします。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第25として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の設置及び委員定数についてを日程に追加し、追加日程第25として、議題とすることに決定しました。

---

## 日程第25

議長

それでは日程第25 発議第4号 決算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については認定案件6件を審査するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますか、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長からの指名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、議長の指名といたします。

お諮りします。

決算特別委員会委員の選任については、

7番	平野隆久君	10番	橋本雄固君
11番	永田安彦君	14番	中村健之君
16番	松永征也君	19番	東恒雄君
23番	東寿子君	28番	野呂健博君
29番	岩見雅夫君	30番	島本昌幸君

の10名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員に、ただいまご指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

**議長**

それではここで決算特別委員会の委員が決定いたしましたので、委員会の正副委員長の互選をお願いしたところ、暫時休憩において

決算特別委員長に、平野隆久君

副委員長に、

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議を認めます。

---

**議長**

したがって、ただいまより暫時休憩いたします。

(自席にて暫時休憩)

---

## 議長

会議を開きます。

---

## 議長

ただいま休憩中に、決算特別委員会の委員におきまして、委員会の正副委員長の互選をお願いしたところ、ただいま決まりましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、平野隆久君

副委員長に、松永征也君のご両名が選任されました。

## 議長

以上で、今回提案されました案件についての質疑は全部終了いたしました。

お諮りします。

本日議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案の委員会付託表のとおり担当委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙議案の委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査につきましては、明日の9月6日は総務財政常任委員会と教育民生常任委員会の開催となっております。産業建設常任委員会につきましては、9月7日に開催いたします。決算特別委員会については9月8日に開催することといたします。

なお、9月11日は決算特別委員会の予備日となっております。

委員会の運営につきましては各委員会の委員長において取り計らってくださるようお願いいたします。

---

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 50分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年10月16日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 尾上壽一